

## ■ 各種軽減措置について

### 1 税金の控除・減免など

区 分	要 件	控除・減免額	問合せ先
所得税	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障害者：27万円 特別障害者：40万円 同居特別障害者：75万円	八雲税務署 電話(0137)63-2148
住民税	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障害者：26万円 特別障害者：30万円 同居特別障害者：53万円	役場財務課住民税係 電話(0137)62-2114 熊石総合支所
	障がいのある方で、前年の合計所得額が135万円(給与収入では2,043,999円)以下の場合	非課税	地域振興課 税務係 電話(01398)2-3111
固定資産税	障がいのある方で、令和6年3月31日までの間に次の適用要件に該当するバリアフリー改修工事を行った場合 適用要件 (1)築10年以上の住宅 (2)改修工事に要した自己負担額が50万円以上(補助金等を除く) (3)改修後の床面積が50㎡以上 (4)次のいずれかの改修工事 廊下の拡幅、手すりの取付、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取替、便所の改修、床表面の滑り止め	改修工事の完了した翌年度分に限り、その住宅の固定資産税の3分の1を減額 ※100㎡までを限度(併用住宅の店舗、事務所部分等は除く)	役場財務課資産税係 電話(0137)62-2114
相続税	障がいのある相続人が、相続又は遺贈により財産を取得した場合	85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特定障害者の場合は20万円)が税額から控除されます。	八雲税務署 電話(0137)63-2148

<b>贈与税</b>	心身に重度の障がいがある特定障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったとき	信託受益権の価額のうち特別障害者は6,000万円、特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円まで非課税	八雲税務署 電話(0137)63-2148
<b>個人事業税</b>	障がいのある方で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が310万円以下の場合	最高7,500円減免	渡島総合振興局 課税課 電話(0138)47-9441
	視覚に重度の障がいのある方が、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復等の事業を行っている場合	非課税	
<b>自動車税種別割・軽自動車税種別割</b>	障がいのある方、またはその方と生計を共にする方が所有し、主に障がいのある方のために使用する自動車、構造上、障がいのある方のためのものと認められる自動車、あるいは障がいのある方のみの世帯が所有する自動車で、その方を介護する方が専らその方のために運転するもの（いずれも障がいの等級に制限あり）	減免 ※納税通知書受領後は納付前に申請書を提出してください。	・自動車税種別割 渡島総合振興局 納税課 電話(0138)47-9452 ・軽自動車税種別割 役場財務課資産税係 電話(0137)62-2114
<b>自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割</b>	同 上	減 免	渡島総合振興局 納税課 電話(0138)47-9452

## 2 非課税貯蓄制度

障がい者等に該当する方の貯蓄の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用が受けられます。

対 象 者	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者手帳等の交付を受けている方</li> <li>・ 障害者年金を受給中の方</li> <li>・ 遺族基礎年金を受給中の方</li> </ul>	マル優（預貯金など） 特別マル優（国債など） ※それぞれ元本350万円まで

問合せ先	八雲税務署	電話（0137）63-2148
------	-------	-----------------

## 3 J Rの旅客運賃割引

障がいをお持ちの方で、1人又は介護者とともにJRを利用する場合、運賃の割引があります。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

【手続き】乗車券を購入する際に手帳を提示してください。

【適用範囲】

区分	割引乗車券の種類	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は本人(12歳未満に限る)とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	私鉄等他鉄道会社とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※第1種障がい者：第1種身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳（A判定）の交付を受けている方

第2種障がい者：第1種障がい者に該当しない身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

※介護者と同乗する場合は、同一区間の乗車券類を購入してください。

【その他】各民営鉄道についてもJRに準じた制度が実施されることとなります。詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

問合せ先	JR八雲駅みどりの窓口	電話（0137）63-2540
------	-------------	-----------------

## 4 航空運賃の割引

---

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が航空機を利用する場合、航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。割引率、航空券の購入方法は、各航空会社にお問い合わせください。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※精神障害者保健福祉手帳について、有効期間が過ぎている場合は無効となります。

【適用範囲】障がい者本人及び介護者 1 名

【割引率】航空会社によって異なります。

## 5 有料道路料金の割引

---

心身障がい者が、通勤、通学、通院等の日常生活にて、有料道路を利用する場合割引があります。

【対象者】

- ・障がい者本人が運転される場合  
身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合  
第 1 種身体障害者手帳保持者及び療育手帳（A 判定）保持者の介護者

【対象自動車の範囲】

- ・本人、親族（定められた範囲があります。）または、常時介護している方が所有する自家用乗用車等、レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の台車及び友人が所有する自家用乗用車

【有効期限】

- ・新規及び有効期限経過後：申請日以降 2 回目の誕生日まで
- ・更新：申請日以降 3 回目の誕生日まで

※更新については有効期限の 2 ヶ月前から行うことができます。

【対象となる道路】

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社  
地方道路公社、都道府県及び市町村が管理する有料道路

【利用手続き】

別表に掲げる必要書類等をご持参のうえ、割引対象である証明を受けてください。

またオンラインでも申請の受付が可能です。※事前にマイナポータルへの登録が必要となります。

URL : <https://www.expressway-discount.jp>

### 【割引率】

50%（ただし、端数が生じる場合は、計算単位により 10 円単位または 50 円単位で切り上げ）

（別表）

E T C を利用しない場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ）
E T C を利用される場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） ④ E T C カード（原則として障がい者ご本人名義のもの） ⑤登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「E T C 車載 セットアップ申込書・証明書」

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 6 民営バス料金の割引

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が民営バスを利用する際、運賃が割引になる場合があります。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

詳細についてはバス会社により異なりますので、各バス会社にお問い合わせください。

## 7 NTT 番号案内（104）の料金免除

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内を無料とする「ふれあい案内」というサービスです。

### 【対象者】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で以下の方  
視覚障がい 1～6 級  
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1～2 級
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ご利用には事前の申請が必要です。

問合せ先	NTT サービスセンター	電話 (0120) 104-174
------	--------------	-------------------

## 8 点字郵便物等の減免

盲人のための点字郵便物等には郵便料の減免があります。

【対象の郵便物】

- ・ 盲人用点字、特定録音物等郵便物（第四郵便物）
- ・ 心身障がい者用ゆうメール
- ・ 聴覚障がい者用ゆうパック
- ・ 点字ゆうパック

問合せ先	八雲郵便局	電話（0137）62-2202
------	-------	-----------------

## 9 NHK放送受信料の減免

心身障がい者のいる下記に該当する世帯は、NHK放送受信料の減免が受けられます。

【減免割合及び対象世帯】

	適用条件
全額 免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額 免除	視覚障がい、聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	身体障害者手帳（1級または2級）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	療育手帳（A判定）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合

※減免を受けるには町長の証明印が押された放送料受信料免除申請書が必要となります。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
------	-----------------	-----------------

## 10 タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシーを利用する場合、手帳の提示を行うことで運賃の1割引を受けられます（※詳細については、タクシー会社により異なる場合があるので、各社にお問い合わせください。）。

【町内タクシー会社割引対象一覧】

	旭ハイヤー	エスジーハイヤー	キャンタク	八雲ハイヤー
身体障害者手帳	○	○	○	○
療育手帳	○	○	○	○
精神障害者 保健福祉手帳	×	×	○	×

## 1 1 タクシー料金の助成（福祉タクシー）

年間（4月～翌年3月）最大12,000円のタクシー助成券を交付しています。

※申請月により金額が変わります。また、施設入所されている方の場合、金額が2分の1になります。

【対象者】八雲町に住所があり、町民税非課税世帯で、かつ下記のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の方
- ・1～3級の身体障害者手帳（下肢・体幹・視覚・内部）の交付を受けている方
- ・療育手帳A判定の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方

【利用できるタクシー会社】

町内のタクシー会社

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 1 2 入浴料の助成

年間（4月～翌年3月）最大24枚（助成額：1枚200円）の入浴助成券を交付しています。

※申請月により枚数が変わります。

【対象者】八雲町に居住され、かつ下記のいずれかに該当する方

- ・65歳以上
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている方

【利用できる施設】

町内の入浴施設

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 1 3 上下水道料金の軽減

世帯主が下記に該当する場合、申請いただくことで上下水道料金から基本料金の2分の1の額が軽減されます。

【対象者】下記の手帳いずれかをお持ちの方

- ・身体障害者手帳：1～2級
- ・療育手帳：A判定

- ・精神障害者保健福祉手帳：1級

【適用範囲】

- ・上下水道料金に滞納が無い。
- ・行政サービス制限を受けていない。
- ・世帯全員が町民税非課税である。
- ・世帯の前年の収入額が限度額以内である。(※)

(※限度額は世帯構成によって決まります。また、収入額には税法上非課税となっている障害年金等の収入や、収入限度額の1.2倍の額を超える預貯金、仕送りなども含まれます。)

問合せ先	役場環境水道課 業務係	電話 (0137) 63-2020
	熊石総合支所地域振興課 建設水道係	電話 (01398) 2-3111

## 1.4 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患登録者証のいずれかの交付を受けている方を対象に、携帯電話料金が割引になるサービスがあります。

詳細については携帯電話会社により異なりますので、各携帯電話会社にお問い合わせください。

## 1.5 高額障害福祉サービス等給付費

1つの世帯で複数のサービスを利用して、世帯の利用者負担額の合計が基準額を超えた場合に、超えた分の利用料金が戻ってくる制度です。

【合算の対象となるサービスの範囲】

- ・障害福祉サービス
- ・補装具の購入
- ・介護保険サービス
- ・障害児支援（入所・通所）

【合算の対象となる世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	住民票上の世帯

【具体的な事例】

事例1：障害福祉サービスと補装具費

障害福祉サービスを利用している課税世帯の障害者の方が補装具の購入を行った場合

制度区分	障害福祉サービス	補装具費
基準月	サービス提供月	支給決定日が属する日
負担上限月額	4,600円	37,200円



自己負担額	4,000 円	36,000 円
世帯の合算額	40,000 円	
世帯の基準額 (※)	37,200 円	
支給額	280 円	2,520 円

※高い方の負担上限月額が基準額となります。

事例 2：同一世帯の障害児通所支援

同一世帯に属する兄弟姉妹が障害児通所支援を利用している場合

対象者	障害児 A	障害児 B
基準月	サービス提供月	サービス提供月
負担上限月額	4,600 円	4,600 円
自己負担額	4,600 円	4,600 円
世帯の合算額	9,200 円	
世帯の基準額	4,600 円	
支給額	2,300 円	2,300 円

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

## 1 6 新高額障害福祉サービス等給付費

65 歳になるまでに 5 年以上、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）を利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の利用者負担が償還されます。

【対象者】 ※以下の要件全てを満たす場合に対象となります。

- ・ 65 歳に達する日前 5 年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていた方
- ・ 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が 65 歳に達する日の前日の属する年度（65 歳に達する日の前日が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）において市町村民税非課税者または生活保護受給者等であった方
- ・ 65 歳に達する日の前日において障害支援区分が区分 2 以上であった方
- ・ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------